

## 企業・団体献金及び政治資金パーティーの 全面禁止を求める意見書

選挙で一票を投じ、政党や政治家の活動を支えるための資金を提供するのは、主権者であり参政権を持つ国民の権利である。企業は「社会的存在」として、どんなに大きな影響力を持っていても、政治のうえでは主権者ではなく、参政権を持っていない。大きな経済力を持つ企業が政党や政治家に資金を提供し、影響力を行使するのは、文字通りカネの力で政治をゆがめ、主権者である国民の権利を妨げることになる。

企業の経営者が営利に役立つにもかかわらず、政党や政治家に資金提供は考えられない。実際、企業献金が政治腐敗の温床になるからこそ、その禁止が繰り返し現実政治の課題となってきた。1961年の第一次選挙制度審議会において、「会社、労働組合その他の団体が選挙又は政治活動に関し寄附をすることは禁止すべき」と答申が出された。その後も選挙制度や政治資金制度について検討した政府の審議会などで繰り返し、企業・団体献金の全面禁止が答申されてきた。

1999年の政治資金規正法改正で、政治家個人への企業・団体献金が禁止された。しかし、政党と政党が指定する政治資金団体への献金は禁止されず、国会議員らが政党支部の支部長を務めるなど、政治家の個人後援会とほとんど一体になっているのが実態である。さらに政治資金パーティーという抜け道を残した。

寄附の場合、年額5万円を超えれば企業や個人名を政治資金収支報告書に記載する義務が生じるが、政治資金パーティーなら1回当たりのパーティー券の購入額が20万円を超えない限り、記載する必要がない。また、政治団体に代わって、任意の団体・人物がパーティー券の販売と集金を行うあっせんの場合、あっせん者は明細を政治団体に提出する必要があるが、政治団体はそれを公開する義務はなく原則非公開である。政治資金パーティーを匿名寄附の「隠れみの」として利用することも可能である。

よって、本市議会は、政党・政治家への企業・団体献金及び政治資金パーティーの全面禁止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年6月21日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	